

よって防護するもの——ですが、安倍総理はこの事例について、①米軍イージス艦を自衛隊が防護しないと日米同盟が壊れ、結果的に日米同盟の抑止力が低下し、日本を侵略などしてくる国が現れ、かつ、そうなった時に対処できなくなる、②この米軍イージス艦を防護しなければ、その後に北朝鮮が日本に弾道ミサイル攻撃を仕掛けてきた時に、この米軍イージス艦が日本を守ることができなくなるため、日本国民の生命等が失われることがあるといった二つの異なる内容の主張をしています。

前者の「日米同盟の揺らぎ」は、それ自体で、「日本国民の生命等が根底から覆される明白な危険」（新三要件の第一要件）が発生する訳ではありませんから、立法事実には該当しません。政府も、私の質疑に対し、「日米同盟の揺らぎだけでは新三要件は成立せず、集団的自衛権行使はできない」という答弁しています（昨年10月16日）。一方、後者は、個別の事例として、これが立法事実に該当するかどうか分析を行う必要があります。

さて、前者の日米同盟の強化などのための安保法制の必要性については、昨年の7.1閣議決定以前からこの安保国会を通じて安倍総理が何度も強調しているものですが、「自衛隊のイージス艦が米軍イージス艦を防護しなければ、日米の同盟は著しく毀損される」（参予算委員会 平成26年3月19日）、「安保条約及び同盟そのものが大きな危機に陥る」（参予算委員会 平成25年5月08日）という問題意識と、逆に、自衛隊のイージス艦が防護できるようになれば日米同盟の絆はより深まり日米同盟の抑止力が高まるという認識からは、以下のような検証すべき論点が分析、抽出できます。

- (a) 自衛隊のイージス艦が米軍イージス艦を防護しなければ、本当に日米同盟が壊れてしまうのか。
- (b) 日米同盟の抑止力は現時点で足りないものがあるのか、あるいは、将来において足りなくなることがあるのか。すなわち、自衛隊のイージス艦が米軍イージス艦を防護しなければ、日米同盟の抑止力が保持できず、いざという時に、米軍が日米安保条約に基づく日本防衛の義務を果たさないのか。

国民の皆さんは、確かに自衛隊のイージス艦が助けることができる米艦を助けなければ人情として持たないのではないかと、また、中国が軍事力を増強してくる中、いざという時に米軍を自衛隊が集団的自衛権行使で守れるよう

■衆 本会議 平成27年5月26日

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 平和安全法制がもたらす抑止力の強化と日米安全保障体制に与える影響についてお尋ねがありました。

今回の平和安全法制が実現すれば、国民の命と幸せな暮らしを守るために、グレーゾーンから集団的自衛権に関するものまで、あらゆる事態に対して切れ目のない対応を行うことが可能となります。

日本が攻撃を受ければ、米軍は、日本を防衛するために力を尽くしてくれます。そして、安保条約の義務を全うするため、日本近海で適時適切に警戒監視の任務に当たっています。

しかし、現在の法制のもとでは、私たちのためその任務に当たる米軍が攻撃を受けても、私たちは日本自身への攻撃がなければ何もできない、何もしない。果たして、皆さん、これでよいのでしょうか。

このような問題を踏まえ、日米同盟がよりよく機能するようにするのが、今回の平和安全法制です。

日本が危険にさらされたときは日米同盟が完全に機能するということが世界に発信することによって、紛争を未然に阻止する力、すなわち抑止力はさらに高まり、日本が攻撃を受ける可能性は一層なくなっていくと考えます。

にしておかなければ、逆にいざという時に米軍は日本を守ってくれなくなるのではないかと、つい思ってしまうかも知れません。

しかし、これは安倍総理の、とにかく、何が何でも憲法九条の解釈変更と安保法制を実現したいという政策合理性も日本の国益もかなぐり捨てた「情念」にもとづく、国民の皆さまを騙す論法です。

結論から先に、申し上げますと、自衛隊のイージス艦が米艦を防護しなくとも日米同盟は絶対に壊れませんし、日米同盟の抑止力は将来においても決して弱くなり、日本の防衛に問題が生じることはありません。これは、日本と米国の主権国家同士の法的約束により、また、日米同盟によって米国が得ている国益の本質的評価からそのように断言できます。

6. 日米安全保障条約第3条

—— 米国のため集団的自衛権行使をしなくてよいと明文で締結

最初に、衝撃の目からウロコのお話をさせていただきます。

実は、1960年（昭和35年）に日米安全保障条約が改定された際に、新規に盛り込まれた日米安保条約第3条に、「日本は憲法9条によって集団的自衛

権行使が禁止されているため、日本は米国のために集団的自衛権行使を行わなくてよい」ということが明記されています。単に、日本が憲法9条の解釈において集団的自衛権ができないということではなく、主権国家同士の条約で日本が米国のために集団的自衛権を行使することが法的に免責されているのです。

■日米安全保障条約第3条

第3条 締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

この条文の趣旨は、どなたでも見ることができる外務省HP「日米安全保障条約（主要規定の解説）」において、7.1 閣議決定の以前は以下のように説明されていました。

○第3条

この規定は、我が国から見れば、米国の対日防衛義務に対応して、我が国も憲法の範囲内で自らの防衛能力の整備に努めるとともに、米国の防衛能力向上について応分の協力をするとの原則を定めたものである。

これは、沿革的には、米国の上院で1948年に決議されたヴァンデンバーク決議を背景とするものであり、NATO（北大西洋条約機構）その他の防衛条約にも類似の規定がある。同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自助努力を行ない、また、米国に対しても、防衛面で協力する意思を持った国でなければならないということである。

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。

文末の私が下線を引いたところをご覧ください。ズバリ、「集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。」と書いてありますね。私も、昨年の5月に、解釈改憲を阻止するための追及の過程で、この解説文を発見したときは、思わず目が点になりました。

つまり、外務省の解説にもあるように、この第3条に関する条項は、米国の上院決議に基づいて米国政府が同盟条約を結ぶ際に、そのすべての相手国とそれぞれまったく同一の内容のものを必ず締結しているものなのですが、**日米安全保障条約だけがその各国との条約とまったく違った文言で、まったく違った内容になっているのです。**本来ならば、米国政府は日本政府に対し、米国が日本を防衛する義務を負う（日米安保第5条）以上は、日本も米国に対して防衛面での協力を求めなければならないのですが、日本は憲法上集団的自衛権行使ができないので、以下のNATO条約（北大西洋条約）との違いで一目瞭然のように、逆に、条約の文言を特別に選んで、日本が米国のために集団的自衛権行使をすることが免責される規定となっているのです。

見比べて頂けるように、先ほどの「憲法上の規定に従うことを条件」という文言だけではなく、他の条約では「単独に及び共同して」とされているのを「個別的に及び相互に協力して」とし、同様に「個別的の及び集団的の能力を」とされているのを「それぞれの能力を」としたことが、条約締結時の国会で明確に答弁されています。つまり、分かりやすく言えば、第3条全体の作りからして、「日本は集団的自衛権行使が違憲であるので、日本は米国の

日米安保条約では「日本は米国のために集団的自衛権を行使しなくてもよい」と締結している！！

NATO条約第3条	日米安保条約第3条
締約国は、この条約の目的を一層有効に達成するために、 単独に及び共同して 、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する 個別的の及び集団的の能力を 維持し発展させる。	締約国は、 個別的に及び相互に協力して 、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する それぞれの能力を 、 憲法上の規定に従うことを条件として 、維持し発展させる。

【外務省HPでの解説（2014/07/01以前）】

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、**集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに**限られることを明確にするために、「**憲法上の規定に従うことを条件**」としている。

ために集団的自衛権を行使しなくてよい」ことが主権国家同士の国際条約に明記されていることとなります。

この日米安保条約第3条の問題は、解釈改憲及び安保法制において、以下のような重要な論点を有するものです。

まず、安倍総理の主張するように、自衛隊のイージス艦が米軍イージス艦を防護しなくとも、「日米同盟が著しく毀損したり、危機に陥ったりはしない」ということです。なぜなら、そもそも、日本は米国のために集団的自衛権行使をしなくてよいことになっているからです。安倍総理は、米艦を守らなければ、米国は世論の国だから大変なことになると煽り立てる答弁を何度も行っていました。ご案内のとおり、世論の国であることはどこの先進国も似たり寄ったりで、しかし、米国は何より「ルール」の国なのです。もし、自衛隊が米軍を守らず非難されることがあるとすれば、それは、このような第3条をそのままにしておいた米国憲法において条約の締結と承認を担う大統領と上院に向かう非難であり、むしろ、米軍のイージス艦を指揮する米軍の司令官が自衛隊の防護を頼りにしていたような事態があれば、その司令官は軍法会議にかけられるでしょう。よって、もし、米国が自衛隊に防護して欲しいのであれば、堂々と安保条約改正を要請してこなければならぬのです。しかし、米国政府は、これまで一度もそうした正式の要請をしたことはありません。

次に、仮に7.1閣議決定による憲法解釈の変更によって、安保条約第3条に言う「憲法上の規定」が集団的自衛権を行使できないと解釈されてきた第9条ではなく、解釈変更後の限定的な集団的自衛権を行使できる第9条に置き代わるのだというのであれば、これは、憲法に違反する7.1閣議決定による条約の上書きであり、法的なクーデター行為そのものなのですが、衆議院の安保法制の特別委員会ではこのことはまったく議論されないまま強行採決されています。

また、条約は憲法98条の条約遵守義務によって法的な効力において法律に優先するとされています（政府解釈、学界通説）。つまり、条約に違反する法律は無効なのです。よって、安保法制を強行採決しても、少なくとも安保法制が日米安保条約に反する部分、すなわち、集団的自衛権行使を違憲とし、かつ、米国に対する行使には及ばないとされている点については、法律として効力を有しないこととなります（もちろん、7.1閣議決定が違憲無効ですから日米安保第3条を持ち出さなくても安保法制の殆ど全ては始めから無効で

す）。ようするに、ある政権がどうしても集団的自衛権行使を解禁したいのであれば、国民投票による憲法改正をし、次に、日米安保条約を改定する国会承認を得、その次に安保法制を制定しなければならないのです。

これは、7.1閣議決定と安保法制という法律による条約の上書きであり、先と同様に法的なクーデター行為そのものなのですが、衆議院の安保法制の特別委員会ではこのことについてもまったく議論されないまま強行採決されています。

ところで、この問題に関する私の国会での追及に対して、政府は論理破綻した答弁拒否を行っています。その内容は、「憲法上の規定に従うことを条件として」とあるところ7.1閣議決定により「憲法」の解釈が変わったのだから問題はない」とし、挙げ句の果てには、「そもそも、第3条は特定の憲法解釈に立ち入った規定ではない」など答弁しています。しかし、これが、昭和35年当時の条約承認の際の衆議院における審議に際しての政府答弁や外務省自らのHPでの逐条解説の内容と真っ向から矛盾するなど、「昭和47年政府見解の読み替え」と同様に本来の意味を勝手に読み替えて法規範を捏造する暴挙であることはいうまでもありません。日米安保第3条は、上記のNATO条約との比較にあるように条約の全体をとおしてあらゆる点で集団的自衛権行使を排除する作りとなっており、1960年の衆議院での承認決議はそうした国会としての第3条の解釈及びその前提にある集団的自衛権行使は違憲とする憲法9条解釈に基づいたものなのです（当時、衆議院の優越により参議院では採決はありませんでした）。

なお、昨年の7.1閣議決定以降、上記の外務省HPの解説文においては、「集団的自衛権の行使を禁じている」という文言を削除して、「憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。」という表現に変えてしまっています。「限定的な集団的自衛権行使」は解禁しているのではないのかと思わず嫌みを言いたくもなりますが、そんな軽々しい話ではなく、これは、空前絶後の暴挙なのです。

【参考】 実は、この日米安保条約第3条の問題は、「昭和47年政府見解の読み替え」を否定する強力な論拠の一つとなります。つまり、第一章でご説明した昭和29年参院本会議決議と同様にこれは国会における集団的自衛権行使を

違憲とする憲法解釈が結晶化したものであるのです。とすれば、安保条約改定の昭和35年の後の昭和47年に吉国内閣法制局長官等が、この条約第3条と矛盾する「限定的な集団的自衛権行使」を容認する政府見解を作成し、国会に提出する訳がないのです。しかも、第一章で同様にご説明したように、日米安保条約及び日米同盟を根幹からひっくり返すような憲法規範の大変更を、何の政治的、行政的な、更には米国との調整も無しに行う訳などあり得ないのです。

7. 日米安全保障条約第6条に基づく在日米軍基地の本質

—— 米国が超大国たるための絶対条件

このように、日米安保条約第3条の存在だけで、安倍総理の日米同盟が壊れるなどという主張は全くのどまかせであることが明らかになりました。さらに、そうしたことが、主権国家間の条約に拠るのみならず、日米両国が日米同盟から得ている国益の観点などからも、本来の政策論とはまったくかけ離れた国民を欺く暴論であることをご説明します。

それは、今でも、そして将来においても、日米同盟は、米国にとってもこの国の同盟関係にもあり得ないほどに死活的に最重要の同盟関係であるということです。つまり、米国は、日米同盟をいささかも軽んじたり、ましてや破棄したりすることは絶対できないし、また、それが故にいざという時には米国は日本防衛の義務（安保条約第5条）を果たさない訳にはいかないと意味で、日米同盟の抑止力は今も強固であり、将来においても強固であり続けるということです。

その理由は、日米安保条約第6条に基づき、日本が米国に提供している日本国内の在日米軍基地の米国の世界戦略における、他に代替不可能な、圧倒的な価値によります。

この政府の図に、日本国内の在日米軍基地の概要が記されています。以下、在日米軍のHPなどの公式資料と防衛省の調査報告をもとにその役割等をご説明します。

まず、米海軍ですが、横須賀に世界で唯一の米国以外にある空母の母港を有しています。そして、この横須賀基地を母港とする空母機動艦隊である第7艦隊は、米海軍最大の前方展開艦隊であり、80隻の水上艦及び潜水艦、

140機の航空機並びに約4万人の将兵で構成され、その責任地域は、東西が日付変更線（ハワイ周辺）から印パ国境線の通る東経68度まで、南北が千島列島から南極までの総計1億2400万平方キロに及び、そこには、38の海洋国家と中国、ロシア、インド、北朝鮮及び韓国の5つの陸軍大国が含まれるとともに米国が相互防衛条約を結んでいるフィリピン、豪州、ニュージーランド、韓国、タイ及び日本の国々が含まれており、世界人口の約半数が暮らしている、とされています。分かりやすくいうと、東シナ海、南シナ海からインド洋まで、その担当範囲が及ぶことになります。なお、アラビア海とバルシャ湾を担当する第5艦隊は中身のない艦隊であり、第7艦隊はその補完艦隊の役割も担っています。そして、この第7艦隊は、インドアジア太平洋地域において前方プレゼンスを行い、年間に約100回の二国間又は多国間演習及び約200回の寄港を行って、地域の安全と安定に寄与している、としています。なお、米海軍は、厚木にある海軍航空基地に、第7艦隊の原子力空母に搭載する航空機を保有しており、この第5空母航空団は、米海軍で唯一の前方展開空母攻撃群とされています。

いかがでしょうか。この第7艦隊は、米国にとって、世界で一番重要な海と地域における軍事的プレゼンスを実効的に保持するために絶対的に必要不

